

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	砂防課	整理番号	9-7-2
処分の種類	原因行為者への工事費用負担命令				
根拠法令等・条項	砂防法第16条				
処分の概要	他の行為等により砂防工事の必要を生じた場合、当該砂防工事に要する費用を、その原因者(行為者)に負担させる。				
処分基準	砂防工事の必要を生じさせた他の工事、作業その他の行為の費用負担者に当該砂防工事の費用を負担させるに当たっては、当該砂防工事が砂防法第8条により砂防工事又は砂防設備の維持を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該砂防工事を都道府県知事が施行した場合において、当該他の工事、作業その他の行為により工事の必要が生じた時点における砂防設備の新設又は機能回復に要した費用を限度として負担させる。				
基準の制定根拠					